村尾光子の しもつけ 市議会報告 （第１５号）

２００９年７月８日発行



発行者：村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX：0285-44-5418
E-mail：muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H21年第1回臨時会(5月28日)と
第2回定例会(6月2～5日)
の報告です。

もくじ

日々の気温変化の激しいこの頃です。皆様、お元気にお過ごしでしょうか。

６月議会は議案が少なく、比較的楽な議会です。の筈なのですが、やむを得ない個人的事情により、充分な議案研究ができず、一般質問も調査不足でした。議会運営委員会も一回欠席となりましたが、事前に意見を伝えることはできました。

懸案だった３地区水道料金の統一は、３年位を目途にこまめに見直すことで当面は引き下げとなりました。大方の市民の皆さんはほっとされるでしょう。

昨年度末に続く国の地域活性化・経済危機対策への多額の臨時交付金は、市総合計画基本計画に基づく事業の前倒し実施となりましたが、赤字国債のツケはどうなるのでしょう。先行きがコワイですね。

一般質問(通告順)
目黒民雄・塚原良子・磯辺香代・須藤　勇・村尾光子の５議員が質しました。

H21年第３回定例会は９月１日から予定されています。
詳細は８月下旬以降に議会事務局にお問い合わせください。

《おことわり》衆議院解散時期が取り沙汰されています。選挙公示後は政治活動が制限されますので、下記会合の主催者となることは控えます。ご了承ください。

～懇談会のお知らせ～

石森さんってどんな人？

石森ひさつぐさんは慶応大で政治学を勉強した後、さらに北里大で医学を学んで脳神経外科医になったんですって！

７月２６日(日)10:00～12:00
グリーンタウン・
コミュニティセンター
会議室：***どなたでも参加できます***

呼びかけ人：磯辺香代・村尾光子

議会報告＆意見交換会

７月２６日（日）13:30～
グリーンタウン・
コミュニティセンター
会議室

報告：村尾
お気軽にお出かけ下さい

《審議事項》

承認第 2 号	専決処分事件の承認(H20 年度一般会計補正予算第 6 号)	賛成全員	承認
3	〃 (市税条例の一部改正)	〃	〃
4	〃 (都市計画税条例の一部改正)	〃	〃
議案第 50 号	市職員の給与条例及び市長等の給与等条例の一部改正	〃	可決
51	市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正	〃	〃
52	H21 年度一般会計補正予算(第 1 号、緊急雇用対策、道の駅造成工事)	〃	〃
53	市職員定数条例の一部改正	賛成多数	〃
54	国民健康保険税条例の一部改正	賛成全員	〃
55	水道事業給水条例の一部改正(水道料金改定)	〃	〃
意見書 1 号	基地対策関係予算の増額等を求める意見書の提出について	総務常任委員長報告の通り提出する	
発議第 1 号	基地対策関係予算の増額等を求める意見書(案)の提出	賛成全員	採択
議案第 56 号	H21 年度一般会計補正予算(第 2 号、地域活性化・経済危機対策)	〃	可決

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

■10月より水道料金統一へ 大方の世帯は引き下げに (議案第 55 号)

水道料金審議会の答申を受け、3 地区不均一の水道料金は 10 月から改定、統一される。併せて、検針・徴収を隔月とする。

《改正点》 周知期間をおいて実施する。



①用途別料金から口径別料金へ
②メーター使用料は基本料金に含める
③基本水量を廃止し、使用水量による料金算定
④単一従量料金から逓増料金へ

基本料金		従量料金		
メーター口径	月額(円)	口径	水量(m^3)	円/m^3
13mm	650	13〜25	1 ～ 10	50
20	760		10 超～ 30	120
25	1,150		30 超～	130
30	1,690	30 以上	1 ～ 30	120
40	2,930			
50	5,010			
75	10,810		30 超～	130
100	19,600			
150 以上	管理者が定める			

※ 水道事業中期計画(H20 ～ 24 年度)に基づき、日本水道協会水道料金算定要領(3 ～ 5 年間を基準に水道料金＝営業費用＋建設費×係数)を加味して改定したが、長期的な整備計画からはやや不安がある。原則通りに 3 年後には見直しをする(上下水道部長)。

意外な引き下げで、我が家分試算は 1 割減に。一方、施設建設・更新財源は大丈夫か、気になる。こまめに料金見直しをするとのことで納得した。

■期末手当率を引き下げ (議案第 50・51 号)

職員 0.2 ヶ月分、市長等特別職・議員は 0.15 ヶ月分

国の人事院勧告通りの引き下げ。6 月の期末手当支給に間に合わせるため、5 月 28 日に臨時会を開き議決した。H21 年度に限りの措置。

(期末手当率)			6 月支給	12 月支給	年間
職員		期末	1.40 → 1.25	1.60	4.3
		勤勉	0.75 → 0.70	0.75	△ 0.2
特定幹部職員		期末	1.20 → 1.10	1.40	4.3
		勤勉	0.95 → 0.85	0.95	△ 0.2
再任用	職員	期末	0.75 → 0.70	0.85	2.25
		勤勉	0.35 → 0.30	0.40	△ 0.1
	特定幹部	期末	0.65 → 0.60	0.75	2.25
		勤勉	0.45 → 0.40	0.50	△ 0.1
市長・副市長			1.60 → 1.45	1.75	3.2
議員			1.60 → 1.45	1.75	3.2

※期末手当率は給料・議員報酬月額の月数分
市長等、議員の引き下げ幅は 0.15 ヶ月分

※市長等・職員分で約 3,000 万円、議員分で約 140 万円の人件費節減となる。

「本市は人事委員会を置かないので、国の人事院勧告通りとしている」(市長)、自治体財政を鑑みて独自に判断できないものか。改定幅も考えられる。

議員報酬・期末手当についても市長提案だった。厳しい社会情勢を考慮すれば、議員だって自らできることは何とかしなくてはと思う。議会運営委員会で確認したが、あくまでも市長提案とのこと。つまり、市長から引き下げを要請された形だ。議員提案で、議会としての心意気を示したかった。

■H21年度の地域活性化・経済危機対策事業決まる 補正額4億7500万円 （議案第56号）

国の第1次補正予算による緊急措置は「安全・安心対策」・「地球温暖化対策」事業が中心

【歳入】

- ●地域活性化・経済危機対策臨時交付金　3億7400万円
- ●繰入金　財政調整基金　1億6500万円
- 　　　　地域づくり〃　△　5000万円
- ●合併特例債　△　1400万円

【歳出】

- ●低公害車導入促進事業　1860万円
  （ハイブリット車5台、低燃費乗用車5台）
  当初分（ハイブリット1、低燃費車2）△　577万円
- ●南1-2号線舗装修繕（500 m）　2000万円
- ●国2-14号線舗装修繕（300 m）　1000万円
- ●石橋南部土地改良区内歩道整備　9000万円
- ●公園遊具修繕　1000万円
- ●消防ポンプ車（大型ポンプ車3台）　4156万円
  当初分（小型ポンプ車2台）　1481万円
- ●学校ICT環境整備事業　1億1217万円
  （小中全校地デジTV改修、電子黒板）
  当初分（小学校のみ地デジ改修）△　5215万円
- ●校庭整備工事実施設計（3校）　980万円
- ●　〃　改修（吉田東小）　2300万円
- ●　〃　〃（石橋小）　3700万円
- ●　〃　〃（国分寺小）　2700万円
- ●国分寺小体育館外壁改修　900万円
- ●緑小図書室改修　500万円
- ●南河内中下水道接続工事　810万円
- ●国分寺中防災施設改修　1500万円
- ●グリムの館外壁改修工事　4320万円
  当初予算分　△　320万円
- ●歴史館屋上デッキ等改修　1300万円
- ●石橋体育センター改修工事　5900万円

◆臨時交付金の対象は新規事業としているため、当初予算で計上した事業については減額補正し、新たな事業として予算化した。

◆臨時交付金の事業費への充当率は100％。入札の結果、余剰金がでたら財政調整基金へ積み戻す。

◆地上デジタル放送化対策として21年度は小学校の、22年度に中学校のTV改修を予定していたが、この際、21年度に市内全校分の改修と電子黒板導入事業に切り替えた。

◆今回は、地球温暖化対策に太陽光発電設置助成事業は選択されなかった。「多分、この後の機会に」（市長）だそうだが??

何という大盤振舞、21年度内に終了できるのか、地元中小業者が受注できるのか、課題はある。

■市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の改正は専決処分で（承認第2～4号）

地方税法改正が3月37日に衆議院で再可決・成立、4月1日施行のため専決処分とした。

《改正点》

市税	①個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度の創設（H22～35年度、所得税から控除しきれなかったローン控除可能額を市民税から控除する） ②個人住民税の上場株式等の譲渡配当の軽減税率措置を1年間延長 ④固定資産税の土地の負担調整措置をH23年度まで延長する
都市計画税	①土地の負担調整率措置をH23年度まで延長する
国保税	①保険税の2割軽減適用を申請方式から職権による一律適用とする ②上場株式等の配当所得追加等の繰越控除、長期譲渡所得の特別控除適用

～議会活性化特別委員会～

前回（第7回、5/27）までに、会派制及び政務調査費は制度化しない、議員定数は削減する（現状維持主張は3名）、と決定した。次回（7/17）に定数を何名にするかと議会基本条例について協議する。

議員定数を考える（その2）

市民からはしばしば「議会で質問するのは決まった議員だ、発言しない議員は何をしているのか」との指摘がある。議会は“言論の府”なので、当然ながら発言することに第一義的な存在理由があると思う。だが、だからといって発言しない議員を無くすために定数削減するのはいかがなものか？

議員は選挙で選ばれてこそ、活動ができる。議員活動は得票の多少に拘わらず、当選することで可能になるが、高得票で上位当選した人が必ずしも優れた議員活動するとは限らず、また、低位で当選しても真摯に活動する人もいる。

定数削減は、選挙では当選ライン境界近くの、真面目な議員の活動の場を閉ざすことになりはしないか。

選ばれた議員が、有権者の期待に添った活動をするかどうかは、選挙後の有権者次第なのではないだろうか。選挙は始まりであり、議員活動にも多くの市民の目が向けられたら、議会活性化につながるはず。

住民の議会ウォッチングが盛んな議会は、活発な議員活動、議会活動を展開している。

村尾光子の一般質問



正規職員は、雇用や人件費削減策をもしかしたら他人事として捉えているのでは？と感じている。

特別職で非常勤職員の処遇に基準を

地方自治法第 203 条を根拠とする特別職で非常勤の職員は各分野で採用されている。市条例で見る限り、その報酬額の決め方には一貫性がない。不公平感が募るのではないのか。

各種委員会等の委員ではない非常勤の特別職の処遇（報酬額、勤務日数、社会保険加入有無、契約更新可能年数など）には格差がある。資格を要する職と、そうではない職とでは報酬額に差があって然るべきだが、基準が必要ではないか。

【広瀬市長】 報酬額は、基本的には景気動向、雇用情勢、市の財政状況、県内他市町の同じ職務の委員の状況、民間で通常支払われる賃金額などの社会情勢を考慮して、報酬額の水準を決めるのが望ましいとされている。

合併時には、行財政基盤強化、当地域における経済状況、県内同規模自治体の特別職の報酬等を考慮し、勤務日数や資格の有無も勘案して、報酬条例を定めた。この内容を基準としている。

(再質問) 合併後 3 年がたち、非常勤特別職間の報酬額に不均衡が生じている。基準をつくり見直すべきではないか。

【川俣総務部長】 今後、各部署の特別職の勤務状態などを調査する。

(再質問) 社会保険加入状況は

【川俣総務部長】 月 15 日以上または週 30 時間以上勤務する場合には、社会保険加入義務があり、この通りに適用している。

社会保険加入を免れるために勤務日数を制限していることはない。本人や部署の希望により 14 日以内の勤務としている部分はある。

非常勤職員への報酬等支払明細書は発行されているのか。

【広瀬市長】 月額支給の非常勤職員には発行している。年額・日額で支払われている場合には発行していない。今後、他市町の状況を調査し検討する。

非常勤特別職の職員は、専門性が求められる。常勤同様の勤務で昇給もせず 10 年近くの勤務例や、同じ有資格者でも報酬額が異なる例もある。「勤務条件を示した上で応募者がいるから、これでよし」と安易に考えてはいないか？非常勤特別職の間でも不均衡なのだ。各種委員会委員は半日の会議でも日額 8000 円。

《市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例》 別表第 1･総務課提供資料

区　分	採用資格要件	報酬額	勤務日数	保険加入
主任介護支援専門員	介護支援専門員	240,000 円/月	20 日/月	○
社会福祉士	社会福祉士			
保健師又は看護師	保健師、看護師			
介護認定調査員	看護師、保健師	12,000 円/日	20 日/月	○
	介護支援専門員		10 日/月	×
障害程度区分認定調査員	同上	12,000 円/日	6 日/月	×
診療報酬明細書等点検調査嘱託員	医療事務	157,500 円/月	週 30 時間	○
社会教育指導員	教員免許、経験年数	150,000 円/月	13 日/月	×
教育相談員	教員免許	9,000 円/日	13 日/月	×
学級支援指導助手	教員免許	12,000 円/日	190 日/年	○
学校生活支援員	なし	8,000 円/日	介助 190 日/年	○
			図書 88 日/年	×
下野薬師寺歴史館嘱託員	なし	160,000 円/日	週 30 時間	○
児童厚生員	児童厚生員	157,500 円/月	週 30 時間	○
母子自立支援員	なし	178,400 円/月	19 日/月	○
婦人相談員	なし			
家庭相談員	学卒、医師、社福主事			
消費生活相談員	消費生活相談員	8,000 円/日	1 ～ 2 日/週	×

適応指導教室に常勤職員の配置を求める

適応指導教室の教育相談員 3 名はすべて非常勤職員である。少なくとも 1 名は常勤とし、責任を持って一貫した指導に当たれるようにすべきではないか。

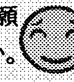
【古口教育長】 通称スマイル教室は、合併後は教育相談員 4 名で運営していたが、19 年度からは 3 名体制となった。元校長・教員など経験豊かな教育相談員だが、ずれも非常勤職員である。

H20 年 12 月末では、中学生の不登校者数は 41 名、そのうち 11 名が通級した。教育相談員が中心となり支援・指導した結果、在籍校復帰や進路実現などの成果を上げた。

本年 5 月現在の通級者数は、小学生 1 名、中学生 7 名だが、潜在的な不登校児童・生徒の存在を考えると、今後は通級者数増加が予想される。今年度も通級者の在籍校への復帰指導と、家庭に引きこもり状態にある児童・生徒を外に出られ、通級できるようにする支援の強化を目標としており、一貫した指導の必要性は高まっている。

常勤職員に教員配置を考えると県教育委員会の協力も必要なので、協議することも含め、よりよい運営を目指していく。

現在の教育相談員は、合併前より適応指導教室に携わってきた方々だ。正規雇用による常勤がベストだが、現職員に週5日勤務をお願いすることが実現しやすいのではないか。



改正介護保険制度について住民への充分な周知策を

保険料改定については市広報 5 月号に掲載されたが、要支援・要介護認定基準の変更、介護予防事業についての周知が不十分である。

被保険者の大部分は介護サービスを利用せず、保険料の負担感が増大している。理解と納得を得られるよう、周知策を講じられたい。

【広瀬市長】 介護保険制度の仕組みやサービスの利用の仕方などについては、介護保険証送付時にしおりを同封して周知している。4 月より要介護認定の調査方法が変わり、本人の状態を「よりありのままに」調査する方法になった。調査方法の変更については、市広報で周知する。

H18 年度の法改正により新たに地域支援事業が位置づけられた。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に大別され、介護予防事業には一般高齢者対象と特定高齢者対象の事業がある。

《一般高齢者対象》:
- ●転倒骨折予防事業:3 地区ごと毎週 1 回実施
- ●健康教室:単位老人クラブ等団体の要請
- ●ふれあいサロン



《特定高齢者対象》: 健診時に生活機能低下の判定、かつ医師に介護予防事業参加が望ましいと判断された人
- ●筋力向上トレーニング ── 集団指導教室 / 個別指導
- ●介護予防プラン作成・モニタリング・評価

介護予防事業は市広報で周知している。5 月には各世帯に市高齢者保健福祉計画概要版を配布した。今後は、介護保険料により各種介護予防事業が実施されていることを周知し、住民の理解が得られるよう努める。

4 月から介護保険料が改定され基準額(第 4 段階)は月額 3,800 円に引き上げられた(報告 N014 、4 ページ)。保険制度なので必要なときに支え合うものだが、介護サービスを必要としない被保険者への施策、例えば制度の周知策や介護予防策が不十分ではないか。「負担ばかり求められ、いざというときどんなことをしてもらえるのか分からない」と市民の声。

今年 4 月から要支援・要介護認定の調査方法が変わった。認定調査員が訪問するのは同じだが①「本人の状態をありのままに」調査するため家族からも具体的な話を聴く、②調査項目を 82 → 74 項目に、③介護の手間のかかり方を判定するためのデータ更新である。従来より要介護認定が軽くなり、サービス給付費抑制策ではとの批判もある。厚労省では早くも見直し検討委員会が設置されている。

下野市では 40 歳以上の被保険者のうち認定を受けた人は 1,391 人、4.5 %(H20 年 10 月現在)。大部分の元気な方が、できる限り介護を必要としないで過ごせるよう、介護予防事業を充実して欲しい。

《介護保険会計》H21年度予算額21億4200万円
地域支援事業は介護保険標準給付見込額の2.9%

(単位:千円)	19 年度	21 年度	23 年度
地域支援事業	52,539	62,925	81,545
介護予防事業	9,542	45,465	56,237
包括的支援〃	41,652	16,345	21,202
任意的事業	1,345	4,106	4,106

(下野市高齢者保健福祉計画から)

指名競争入札はいつまで続けるのか

入札は一般競争入札が原則である。この数年、一般競争入札とする契約は拡大されたが、依然として指名競争入札が行われている。
いつまで続けるのか、今後の考え方を問う。

【広瀬市長】 H20 年度からは設計金額 130 万円を超える建設工事案件は、事後審査型条件付き一般競争入札とした。専門性・特殊性が高く、市民に直接影響を及ぼす可能性がある特殊な場合を除き、指名競争入札は原則廃止した。

H20 年度の建設工事発注状況は、条件付き一般競争入札 146 件、指名競争入札は水道事業配水監視システム改修など 8 件。市民生活に影響を及ぼす可能性のある工事は今後も予想されるので、今後も指名競争入札は必要だ。

建設工事以外では業務委託、物品購入、物品リース等の契約を指名競争入札で行っている。

H20 年度の業務委託は、建設事業関連の設計、調査・測量、各種計画策定案件 68 件、清掃・樹木などの施設管理案件 79 件を指名競争入札とした。

業務委託では、客観的な格付けを行うことが困難なため、当面、現行通り指名競争入札とする。設計・調査、計画策定案件は業者の実績や経験を、施設管理案件は市内業者の育成、受注機会拡大を考慮する。

業務委託に係る一般競争入札に取り組んでいる自治体は少ないが、先進地の状況を調査研究する。

業務委託契約は指名競争入札が当然と決めつけているのではないかな？

《豊中市の場合》 豊中伊丹ｸﾘｰﾝﾗﾝﾄﾞ労働組合 HP

「労務適用型競争入札」について、一部の業務に「総合評価型入札(政策入札)制度」を導入。また、入札資格審査時に、業務委託のすべての業種で、入札資格を希望する全ての方に年金・雇用・労災の各社会保険加入証明書の提出を義務づけた

総合評価 (200 点)	価格評価	120 点
	技術的評価:3 分類 5 項目	24
	公共評価:4 分類 14 項目	56

公共評価には福祉への配慮、男女共同参画、環境への配慮、災害時の業務体制の細分類がある。

(再質問) 業務委託についても、年間発注の見通しを公表できないか。

【川俣総務部長】 難しく、考えていない。

《地方自治法》(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときのみできる。

《地方自治法施行令》 要約

(指名競争入札)

第 167 条 指名競争入札によることができる場合

一 工事・製造の請負、物件の売買その他の契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき

二 競争に加わるべき者の数が、少数であるとき

三 一般競争入札に付することが不利になるとき

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の五 普通公共団体の長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員数、資本額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

(一般競争入札において最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第 167 条の十の二 普通公共団体の長は、一般競争入札により支出の原因となる契約を締結しようとする場合、･･･、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が普通公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。(**総合評価一般競争入札**)

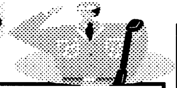
3 普通公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通公共団体にとってもっとも有利なものを決定するための基準(落札者決定基準)を定めなければならない。

4 落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるように、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

年度当初に「下野市建設工事発注の見通し」を公表している。業務委託発注についてはなぜ公表されないのか、疑問に思っていた。

答弁を聴いて、難しいところがあるのかと感じたが、事業計画に基づいて執行する以上、発注の見通し(予定)はあるはず。詰めが甘かった。

市民生活と公益的市民活動の“安心”確保策を



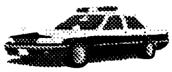
交番警察官による住民調査(戸別訪問)について、市はどのように考えるか。目的が不明確であり、突然に訪問された市民には不安感を抱く方もいる。協力しない場合の不利益はあるのか。

警察によるこうした活動について、事前に目的、実施時期等を市民へ周知するよう要請する必要があるのではないか。

【広瀬市長】 交番·駐在所の巡回連絡は、国家公安委員会の地域警察運営規則第20条の規定に基づき、戸別訪問していると聞いている。

交番等が行う訪問活動はあくまでも任意であり、それへの対応は全く個人の自由意思なので、拒否することも自由であるとのこと。市民生活の安全·安心のため実施しているので、ご理解願いたい。

《地域警察運営規則》



(警ら)

第19条　交番勤務及び駐在所勤務の警らにおいては、所管区を巡行することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取り締まり、少年の補導、危険の防止市民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

(巡回連絡)

第20条　交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域(受持区)を巡回して家庭、事務所を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2　前項の巡回連絡は、所管区又は受持区の状況その他の事情により必要と認められるときは前条の警らに当たって行うことができる。

「なぜ突然に警察官が訪問してくるのか、監視されているのか?以前に住んでいた処ではなかった」(不快感を抱いた市民より)　規定に基づいた職務でも、唐突では市民は当惑し、良好な関係は期待できない。むしろ逆効果なのでは?「巡回連絡」は「警ら」によってもできるようだ。事前の周知策を求めたのだが、答弁無し。時間切れで再質問できず。

市民が安心してまちづくり活動に参画できるよう、市民活動災害補償制度または市民公益活動保険を導入されたい。

【広瀬市長】 下野市は全国町村会総合賠償補償保険に加入しているので、新たな保険加入は考えない。

現在の補償内容は、市が主催、共催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他市が主催する住民参加行事において、参加している市民が死亡または身体障害,入院·通院を伴う傷害を被った場合、被害者に補償費用を支払う。

また、社会福祉協議会には、自発的な意思により登録制のボランティア活動保険がある。

質問の趣旨が伝わらなかった。
現在加入している保険の補償対象はあくまでも市が主催または共催する事業のみだ。私が求めているのは自治会、コミュニティ推進協議会や自主団体が行う公益的な地域活動、奉仕活動などについても市が保険料を負担し、補償の対象として欲しいということ。

予め団体登録せず(登録制としている自治体もあるが)とも、万が一補償対象となる事故が起きたらまずは市に届け事故報告書を提出することで、手続きは済む。

積極的に市民のまちづくり活動を推進している多くの自治体は、市民活動災害補償保険、市民ボランティア活動保険として、制度化している。牛久市の例は「5人以上の団体活動についてこの制度の対象とし、5人未満の団体は社会福祉協議会のボランティア保険に加入」。　再度提案しよう。

《宇都宮市市民ボランティア活動保険制度》

対象となる活動：継続·計画的に、営利を目的とせず、無償で、社会貢献のために、広く公共の利益を追求した活動。

具体的な活動例：①自治会運営(役員会、総会、事業計画に基づく事業)、②回覧板配布、③集会所の管理運営(清掃、周辺の除草)、④公園愛護、⑥河川愛護、⑦ゴミステーション管理、⑧防犯、⑨防火·防災訓練、⑩交通安全、⑪資源物回収、⑫児童·青少年育成(非行防止の巡回、子ども会·育成会の指導·運営、子育て支援活動など)、⑬募金(共同募金)、⑭環境保全(自然保護、環境調査·研究、ごみ減量推進)、⑮生涯学習支援、⑯国際交流、⑰社会福祉、⑱スポーツ振興

《行動記録》　**太字**は議員としての公的活動

【4月】11 小山九条の会講演会「労働と戦争」島本慈子氏(小山市)　12 自然に親しむ会総会/市民農園利用者の会総会/下野市九条の会総会・記念講演「田中正造に学ぶ」山口徹氏　13 お茶の間健康クラブ(送迎ボラ)　13～14 日立市(父見舞い)　16 **議会活性化特別委員会**　19 枝豆トラスト種蒔き/とちぎつばさの会下野支部総会　20 お茶の間健康クラブ(送迎)　21 生活学校やよい会総会　22～23 日立市　24 更生保護女性会南河内分区総会/家庭教育ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会ルピナスさん総会　25 おもちゃの図書館総会　26 議会報告会　27 風俗営業の規制を求める署名簿提出打合せ/お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(迎え)/市Ｖ連理事会　28 NPOしもつけ陽だまり総会　30 **経済建設常任委員会**

【5月】2 栃木・九条の会講演会「一人からはじめる」澤地久枝氏(宇都宮市)　6～7 日立市　8～11 小樽市(義父法事)　12 風俗営業の規制を求める要望書署名簿提出　14 市Ｖ連総会資料作り　15「命の貯蓄体操」について面談/ルピナスさん　16 市Ｖ連総会・講演「医療におけるボランティア」桃井真里子教授/憲法シンポジウム(宇都宮大)　17～18 行財政自主研究会「議会改革」江藤俊昭教授・岩名秀樹前三重県議会議長(東京)　21 **議会運営委員会/議員全員協議会/議会活性化特別委員会**/国際交流員歓送迎会　22 市女性団体連絡協議会総会　22～23 ・25 日立市　26 社会福祉協議会理事会　26～27 日立市　28 **議員全員協議会/第1回臨時議会**　28～30 日立市(故実父通夜・葬儀)　31 消費者と生産者の交流会(苺摘み)/青少年育成市民会議教育講演会「子どもの現状と大人の役割」尾木直樹氏

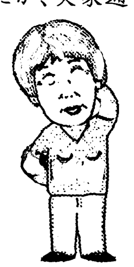
【6月】1 県Ｖ連総会(宇都宮市)/お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(送り)　2～5 **議会第2回定例会**(3 **一般質問**)　4 市Ｖ連広報部会/研修部会　6 **祇園小運動会参観**/ホタル公園整備作業　7 **市ティーボール大会**/市民農園環境整備　8 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(送迎)　9 やよい会研修「エコクッカー(太陽熱調理器)」/こころみ学園(足利市)　11 市Ｖ連南河内連絡会交流会　12 市Ｖ連イベント部会　13 教育相談研修(宇都宮市)　16～17 日立市(母通院付添)　18 市Ｖ連理事会　20 ボランティアスキルアップ講座/とちぎ子ども学会会計監査(宇都宮市)　21 議会だより原稿執筆　21～7/1 議会報告No15編集・印刷作業　22 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(送迎)　23 つばさの会下野支部講演会「小児科医の見た東ティモール」外務省医務官・塩川宏郷氏　24 市Ｖ連発送作業　27 とちぎ子ども学会総会・シンポ「格差社会と子どもの人権」森田明美教授(宇都宮市)　28「ドイツの今」国際交流員ﾊﾟﾄﾘｯｸ・ﾙﾑﾗｰ氏　30 市Ｖ連広報部会

【7月】2 市長ﾀｳﾝﾄｰｸ(友愛館)　3～5 全国革新議員会議合宿「どーする?!労働・貧困・人権」(大阪・釜ケ崎)　5 行財政自主研究会「介護保険のいまとこれから」内藤佳津雄教授(東京)

～あれこれ～　■実父逝去、天寿を全うしたと思う。1月に満94歳を迎えるとほぼ同時に入院生活だった。■戦時中は職業軍人、戦後は慣れないながらも小売店を興して家族を養った。近寄りがたい厳格な雰囲気の父だったが、晩年は病気がちで、同居家族は世話や介護に大変だったと思う。■病院の人手不足の現状も垣間見た。医療現場は大変なことだ。慢性的な人手不足の原因はどこにあるのか？勤務時間が厳しいばかりではなく、その対価も少ないのではないか？本当に従事者の熱意に支えられて、何とか成り立っているのだなぁ･･･。■また、人の尊厳について考えさせられた。自分の終末はどうでありたいか、家族には伝えておきたい。そして、身辺整理も手遅れにならないうちにしなくては。



■というわけで、新年の抱負“今年こそは精農家に”は早くも挫折。私の畑仕事稼ぎ時は5月だが、実家通いに費やし、草取りもできなかった。ご迷惑をかけている皆様、ごめんなさい。



■我が身を振り返り、つくづく欲張りなんだなって思う。あれもこれもはできないと分かっているのに、あちこち手を出して、結局、中途半端に。取捨選択は難しいが、他人様に迷惑かけてはいけない！